

SCネットワークあいち謝金に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、SCネットワークあいち（以下「本会」という。）の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 本会は、謝金を支給する対象者を、別表1に定める。

(謝金)

第3条 本会は、前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表2に定める額を基準とする。

3 第2条の基準に定めていない特別な事情がある場合は、運営委員会の審議を経て、会長の決裁により、特別単価（基準）として支給することができる。

(改廃)

第4条 本内規の改廃は、役員会の審議において決定する。

(補則)

第5条 その他、謝金の支給等に関して必要な事項は、運営委員会の決議により定める。

2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取扱通達、基本通達」）および名古屋中税務署の指示に従うこととする。

附則

この内規は、平成26年4月12日から施行する。

別表1

実技指導者	有資格指導者	種目連盟等の正式な指導者資格を有する者（会員・非会員を問わない）
	上記以外の指導者	上記以外で本会が認める指導者
	指導補助員	補助指導者として本会が認める者
研修会講師	講師	研修会および講演会の講師演者として本会が認める者
事業運営補助員	協力者	イベント等の事業の運営を補助する会員外の者

別表2

種別		単価上限額	単価単位	備考
実技指導者	有資格指導者	¥4,000	時間	
	上記以外の指導者	¥2,000	講座	
	指導補助員	¥1,000	講座	
研修会講師	講師	¥50,000	講座	
事業運営補助員	協力者	¥1,000	講座	